

勝浦町新生児臨時特別定額給付金のご案内



勝浦町では、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子に対して、給付金を支給します。

はじめに・・・申請は必要ですか？

給付を受けるには、令和3年2月26日(金)までに申請書を提出してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月28日から令和2年12月31日までの間に生まれたお子さんのお母さんです。

2. どのような要件があるの？（支給要件）

- ・お子さんが勝浦町の住民基本台帳に登録されていること。
- ・支給を受けるお母さんが、令和2年4月27日から申請日まで引き続き勝浦町の住民基本台帳に登録されていること。

3. いくらもらえるの？（支給額）

お子さん1人あたり10万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

『新生児臨時特別定額給付金支給申請書兼請求書』の提出を受け、速やかに審査をして支給します。

5. 支給が決定したら通知が来るの？（決定通知）

給付金の支給が決定したら、『支給決定通知書』を送付します。



問い合わせ

勝浦町役場 福祉課
電話：0885-42-1502
I P：050-3438-7148